

ごあいさつ

新年明けましておめでとうございます。

また、昨年の台風19号で被災された方に、心よりお見舞い申し上げます。

少子化で労働人口が減少する中、「子育て中歓迎」を掲げる求人が増えているそうです。ある転職会社の調査では、「子育て中歓迎」の求人は、ここ3年で3倍になっているとのことです。

これまで出産を機に退職する女性が多かった中で、子育て中の女性も仕事を再開しやすくなってきたことは、人手不足という背景があるとはいえ、良いことだと思います。

他方、出産を機に、育児休業明けに転職する女性も増えているそうです。残業が多い等の職場では、復職しても仕事を続けられないだろうと見込んで、転職してしまうというわけです。

人生のステージに合わせて、ワークライフバランスを取りながら働く職場が見つかることは、幸せなことです。しかし、企業としては、育児休業中に不足する人員の補充等の努力もしてきたのに、せっかく育成してきた人材が他社に流れてしまうのは、残念なことです。

労働者の事情に合わせた働き方のメニューが提示できる企業でなければ、優秀な人材に逃げられてしまう時代になっています。働き方改革に伴って強化された残業規制をただ遵守するだけではなく、多様な働き方を認めていく改革が必要になってきたと思います。

本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。



パリ エッフェル塔：撮影者 島 竜太郎

## 知つ得 法律

民法（債権法）の改正  
～瑕疵担保責任はなくなる？

今年4月施行

前号に引き続き4月1日施行の改正民法に  
関し、瑕疵担保責任の改正をご紹介します。

### ●瑕疵担保責任から契約不適合責任へ

旧法では、売買の目的物に「隠れた瑕疵」があったとき、売主は瑕疵担保責任を負いました。「瑕疵」とは目的物が通常備えるべき品質・性能を備えていないことで、「隠れた」とは買主が一般的な注意では発見できない（善意・無過失）ことです。

新法では、「目的物が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない」ときに、売主が契約不適合責任を負い、一般的な注意では発見できないことは要求されません。

### ●履行追完・代金減額請求が可能に

旧法では、隠れた瑕疵があった場合、売主に帰責事由がなくても、買主は実損害（信頼利益）の賠償請求ができ、契約目的が達成できないときは契約解除できると解されていました。

新法では、契約不適合があった場合、買主は①履行追完請求（修補や代替物引渡し）、②代金減額請求ができることとなり、③損害賠償請求と④契約解除は債務不履行一般の規定が適用されます。①②は売主の帰責事由は不要です。③は売主の帰責事由が必要ですが、実損害に限らず、得られたであろう利益（履行利益）も対象となります。④は売主の帰責事由は不要ですが、修補を求めたのにしなかった等の要件が必要です。

### ●契約書の見直しを

契約書の「瑕疵」という用語を見直すほか、求める品質等の契約内容を明確にすることが重要です。また、契約不適合責任につき民法と異なる特約をするのかどうか（損害賠償請求に売主の帰責事由を不要とするのか、賠償範囲をどうするのか等）、取引実状に合った検討が必要です。

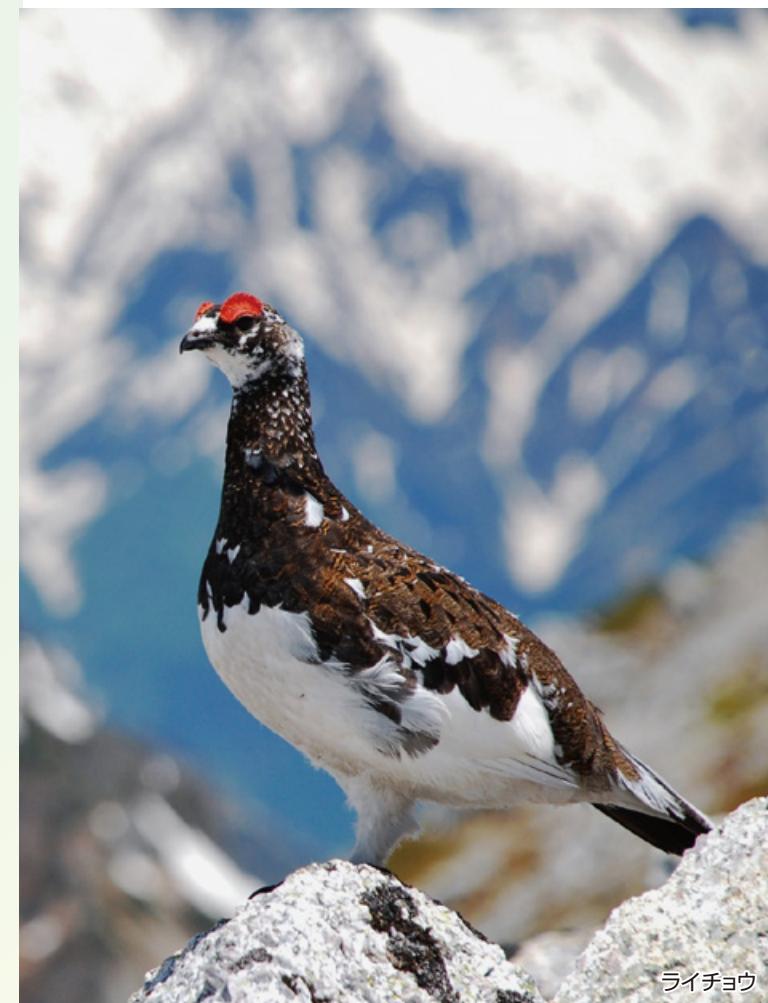
事務局  
通 信

明けましておめでとうございます。昨年6月に入所した堀田と申します。初めての法律事務所での勤務に勉強の毎日ですが、丁寧に教えていただき楽しく過ごしております。皆様のお役に立てるように頑張りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

### ★お知らせ★

12月30日（月）から1月3日（金）まで、年末年始のお休みとさせていただきます。新年は1月6日（月）から通常通り営業いたします。

鳥の明生の明



ライチョウ

弁護士 甲斐 みなみ  
E-mail : kai@minami-law.jp

社会保険労務士 森下 浩之  
E-mail : h-morishita@minami-law.jp

甲斐・広瀬法律事務所  
KAI & HIROSE LAW OFFICE

〒530-0047

大阪市北区西天満4丁目9番12号 リーガル西天満ビル403号  
TEL 06-6367-5115 FAX 06-6367-5116  
URL <http://www.minami-law.jp>

過去のニュースレターはホームページに掲載されています。



～スタートラインに立つお手伝い～

弁護士 甲斐 みなみ

明 けましておめでとうございます。

昨年、裁判で3年以上かけて闘い、勝訴的和解を勝ち取った医療事故の依頼者と、解決後にお会いしました。その時初めて、何人もの弁護士から難しいと断られ途方に暮れていた時に、当事務所ホームページの「ご相談者の声」を見たのがきっかけで、当事務所に相談に来られたことを知りました。その「声」のケースは、私が弁護士になって初めて担当した医療事件で、やはり引き受けてくれる弁護士が見つからなくて苦労したことが書かれていました。

今回の依頼者も、誰かの何かのきっかけになればと「ご相談者の声」を書いて下さいました。裁判では相当苦労しましたので、てっきり、文献集めや尋問等の苦労が書かれるのだと思っていたが、意外なことに、私に依頼するに至るまでの過程に関する記載が大半でした。そして、「一人きりだった私の味方になって立ち向かうスタートラインに立たせてくれた」と書いてありました。

目から鱗でした。依頼を受けてからの弁護士活動が全てのように思い込んでいましたが、依頼者にはそれ以前に長い道のりがあったのです。

依頼を受けるということは、その方がスタートラインに立つお手伝いをすることでもあると気持ちを引き締めて、今後の活動に励みたいと思います。

本年もどうぞよろしくお願ひいたします。



～蜘蛛の糸～

我々の世代にはあまり馴染

みがないが、ハロウィーンはいまやクリスマス並みの一大イベントである。

11歳の長女が幼い時は、ハロウィーンの認知度もさほど高くなく、仮装用の衣装を買うのは少しミーハーな感じがして、安い「ネコのシッポ」を買うくらいにしていた。



～天ぷらとフライ～

社会保険労務士 森下 浩之

新 年明けましておめでとうございます。

昨年末、ある顧問先会社の社長、顧問弁護士の先生と3人で会食をさせていただいた際、グルメ趣味の話題となりました。

社長は、ゴルフ、スキーなどのスポーツ系の趣味のほか、各地域の美味しい鮓屋を巡り制覇するという野望もお持ちで、制覇した鮓屋の地図情報をフォルダー管理するほど徹底ぶり。弁護士の先生は「う」と、全国のラーメン店を巡り、制覇したラーメンの写真を全て携帯電話で保存管理。「〇〇という店はご存知ですか?」と聞けば、「あ~その店は、元々△△という店で修業をした店主で、□□の仕込みが丁寧で」と、ラーメン専門サイト頗負けの知識で、各店舗の生い立ち、ラーメンの特性など、こと細かな情報を提供してくれます。

私の趣味といえば、過去のニュースレターにも触れているとおり「車」くらいしかありませんが、お二人はグルメの話に夢中。かくいう私は、美味しい天ぷらのお店にお連れいただいたものの、天ぷらとフライの違いもわからないレベルで、お二人のグルメうんちくにただ頷くばかりでした。

40代半ばも過ぎ、これといって車以外の趣味は無く、天ぷらとフライの違いもわからず、ほぼ無趣味の老後を考えると、深刻な状況です。

本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。



同一労働同一賃金

社労士マメ知識

昨年4月より、働き方改革関連法が順次施行され、本年4月には、いわゆる「同一労働同一賃金」に関する規定が盛り込まれた「パートタイム・有期雇用労働法」が施行されます。

同一労働同一賃金は、時間外労働規制と並ぶ働き方改革関連法の2本柱の一つであり、正規雇用労働者と非正規雇用労働者の待遇格差の是正が目的となっています。

ちなみに、平成30年の厚生労働省「賃金構造基本統計調査」では、賃金、年齢、勤続年数の平均は、正社員等で約323万円、41.9歳、13年、正社員等以外で、約209万円、48.3歳、8.7年でした。正社員等以外でも勤続年数は比較的長期間であるにもかかわらず、賃金格差が大きいことがわかります。

本法施行に向けた社内制度改革に取り組んでおられる顧問先企業との協議においても、従前の体制を大幅に変更することには困難を伴い、一朝一夕に対策を決めることが難しい分野です。

もっとも、本法施行に伴った改革を進め、職種、職務範囲、職責、労働実績等をもとに適正な待遇を整えることは、労働者に納得感を与え、モチベーションの向上を期待できる面もあります。

詳しくは、厚生労働省HPの同一労働同一賃金特集ページに取組手順等も掲載されていますのでご参照下さい。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>

きのスパイダーマン全身タイツを購入した。その日以来、幼稚園から帰ると、すぐにスパイダーマンのタイツに着替えて、蜘蛛の糸を出し続ける日々。

パーティ当日は、自宅から全身タイツにマスク装着で習い事教室へ。道行く人も温かい目で手を振ってくれて、我が家蜘蛛男はすれ違う人に超ご機嫌で糸を出しまくっていた。

